# 目 次 示 (第738号 - 第741号)

令和3年8月17日

○ 追路の供用の開始	(直路維持課)」
○道路の供用の開始	(道路維持課)1
○都市計画事業の認可	(公園街路課)1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)2
公 告	
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)2
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)3
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)3
ᄼᆄᆓᄝᄉ	

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課)4
○警備業注第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)6

# 示

#### 福岡県告示第738号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 3年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京築	犀 川	豊前市大字河原田285番先から 豊前市大字永久220番先まで

#### 福岡県告示第739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 3年8月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路	線	名	供用開始の区間
南筑後	久留:	米川	線	柳川市矢加部657番2先から 柳川市矢加部662番1先まで

#### 福岡県告示第740号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認 可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

苅田町

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業3・4・46-9号南原殿川線

3 事業施行期間

令和3年8月17日から令和8年3月31日まで

4 事業地

福岡県 株式会

70

福岡市博多区東福岡市中央区高砂-

4 225

福岡県告示第741号

(1) 収用の部分

(2) 使用の部分 なし

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質に よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ ならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和3年8月17日

服部 誠太郎 福岡県知事

1 指定する形質変更時要届出区域 京都郡苅田町新浜町1番3の一部

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31 条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

3 規則第58条第5項第10号から第13号までの該当性 規則第58条第5項第12号(埋立地管理区域)に該当

京都郡苅田町殿川町及び大字南原字浮殿下地内

公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように 道路を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の 規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

道路の延長 道路の幅員 指定 指定番号 指定期間 道路の位置 年月日 (m) (m)

3 福整第 914号	令和3年 6月3日	令和4年 6月30日 まで	起息: 槽屋部須思可大子須思 803番3先道の地先 終点: 糟屋郡須恵町大字須恵 830番5の地先	164.5	25.1~28.1
3福整第 914号-2	令和3年 6月29日	令和3年 8月31日 まで	起点:糟屋郡志免町大字吉原字和田94-1の一部 終点:糟屋郡志免町大字吉原字和田94-1の一部	50.137	8.70~9.33
3 那整第 91号	令和3年 4月1日	令和3年 5月14日 まで	起点: 筑紫野市石崎三丁目545 番8 終点: 筑紫野市石崎三丁目549 番1地内	64.07	6.0
3 北整第 5号-1	令和3年 6月1日	令和5年 5月31日 まで	起点:遠賀郡遠賀町大字別府 3370番3地先 終点:遠賀郡遠賀町大字別府 3377番1地先	180.00	10.50
3 北整第 5号-2	令和3年 6月15日	令和5年 5月31日 まで	起点:遠賀郡水巻町頃末南三 丁目6032番地先 終点:遠賀郡水巻町頃末南三 丁目100番1地先	264.00	11.18~ 12.00
3 南整柳 第361号	令和3年 6月11日	令和5年 5月31日 まで	起点:大川市大字中古賀字江 満102-1 終点:大川市大字中古賀字江 満99-2	110.00	4.00
3 女整第 80号	令和3年 4月6日	令和4年 3月31日 まで	起点: 筑後市大字前津692-13 終点: 筑後市大字前津754-2	315	15.0
3 女整第 80号-2	令和3年 5月19日	令和5年 3月31日 まで	起点:八女市蒲原字長牟田 2002番23 終点:八女市蒲原字長牟田 2005番6	220	11.25~ 14.25
3 女整第 80号-3	令和3年 6月10日	令和5年 3月31日 まで	起点:八女市吉田775番11地先 終点:八女市吉田682番3地先	77.4	9.3~12.1
3 朝整第 1606号	令和3年 6月29日	令和5年 6月29日 まで	①: 起点:朝倉市三奈木2702-2 終点:朝倉市中島田183-12 ②: 起点:朝倉市三奈木2760-1 終点:朝倉市三奈木2778-2	①:776 ②:120	①:7.6~ 13.0 ②:10.8~ 15.2
3 田整第 149号	令和3年 4月9日	令和5年 3月31日 まで	起点:田川市大字奈良1587- 454 終点:田川市大字奈良1587- 455	56.00	18.0~19.7

么 账 汨

뻮

冷和3年8月17日

沮

幅

## 公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように 道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第 1項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定 年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
3 福整第 27号	令和3年 5月19日	糟屋郡粕屋町甲仲原二丁目1302番7	28.25	4.0
3福整第 27-2号	令和3年 6月2日	糟屋郡須恵町大字植木字尾黒185番11、 185番224	83.35	6.0
3 那整第 678号	令和3年 4月28日	春日市小倉七丁目104番1、104番9	35.00	4.20~4.50
3 北整第 3号-1	令和3年 4月20日	遠賀郡岡垣町野間二丁目656番 1、656番 100、1540番 1	27.01	6.00
3 北整第 3号-2	令和3年 4月28日	遠賀郡水巻町猪熊七丁目1038番1	79.33	4.50
3 飯整第 483号	令和3年 5月12日	飯塚市平恒字角合1011番14、1011番15	96.295	6.00
3 飯整第 483号-2	令和3年 5月21日	飯塚市平恒字小浦209番106	34.54	6.00
3 飯整第 483号-3	令和3年 6月25日	飯塚市綱分字道租1080番2、1101番1、 1101番7	50.00	6.00
3 南整柳 第258号	令和3年 5月21日	みやま市瀬高町下庄字北原2213番25	120.61	6.05~6.20
3 女整第 67号	令和3年 4月13日	八女郡広川町大字水原字松川原889-30	59.8	6.00
3 女整第 67号-2	令和3年 4月21日	筑後市大字西牟田字鷲寺3958番 4、3958番 7、3958番 9、3958番11	40.78	4.30
3 女整第 67号-3	令和3年 4月28日	筑後市大字野町字南平塚277番 1、筑後市 大字上北島字船底860番 1	81.21	6.04~6.09
3 女整第 67号-4	令和3年 5月21日	筑後市大字野町字北屋敷71番4	68.03	6.00
3 女整第 67号-5	令和3年 5月25日	八女郡広川町大字新代字後田1536番4、 1560番9、1560番13	149.71	6.01~6.10

3 女整第 67号 - 6	令和3年 6月15日	八女市亀甲字北原162番1	48.87	6.00
3 女整第 67号-7	令和3年 6月18日	八女市稲富字清水本303番4、304番2、 水路の一部、八女市蒲原字肥後町水路の 一部	48.63	6.10
3 朝整第 896号	令和3年 5月24日	朝倉郡筑前町野町字禅門橋1791番2	66.79	6.02
2 京整第29号-10	令和3年 4月6日	行橋市行事三丁目364番 1	54.67	6.00
3 京整第 40号-1	令和3年 4月9日	行橋市東大橋二丁目1830番9、水路の一 部	82.99	6.00
3 京整第 40号-2	令和3年 4月28日	行橋市泉中央八丁目489番12	52.71	6.10
3 京整第40号-3	令和3年 6月17日	行橋市西泉三丁目1749番1、1762番3、 水路の一部	18.26	6.00
3 直整第 757号	令和3年 5月27日	直方市大字上頓野2141番 1	52.32	6.01

#### 公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則(昭和26年福岡 県規則第1号) 第22条第2項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
3 朝整第 950号	令和3年5月 25日	全部廃止	朝倉市堤字土取1039番20	48.80

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称 糸島市大門字合砂56番7

225

藤田 柊平

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

## 公安委員会

佐賀県佐賀市本庄町本庄1226-1メゾンドリーム本庄202

#### 福岡県公安委員会告示第165号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定す る警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)及び警備員指導教育責任者及び 機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。 以下「講習規則」という。)第6条に規定する講習(以下「追加取得講習」という。) を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和3年8月17日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

- 2 講習の種別、期日、時間及び場所
- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に 規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等 |という。)の交付を受けていない者に対して行う講習(以下「新規取得講習」と いう。)

講習期日	講習時間	講習場所
	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	丁目9番1号福岡県警察

- ※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県 条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。) については、休講とする。
- (2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和3年10月20日(水)から同年10月22日(金)までの間	午前9時30分から午後4時35分まで(初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。)	丁目 9 番 1 号福岡県警察 警備員教育センター

#### 3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30名
- (2) 追加取得講習 6名
- 4 受講対象者
- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。
- ) に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「 検定規則 という。) 第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係る ものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という 。) の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る 。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交 付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事して いる者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和 61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に 規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格 した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以 下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後

么

账 汨

月17日

、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格 者証等の交付を受けている者であって、前記 4(1)アからオまでのいずれかに該当す る者

- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間

令和3年9月27日(月)から同年9月29日(水)までの午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)1通
  - ※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記 4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
  - a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)及 び履歴書

b イに該当する者 合格証明書(1級)の写し

c ウに該当する者

合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務 従事証明書等

d 工に該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の 写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の 写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に 係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

- イ 追加取得講習
- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
- (4) 講習受講手数料
  - ア 新規取得講習

38.000円

イ 追加取得講習

14000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

- (5) 申込方法等
  - ア 受講を希望する者は、まず前記 5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。
    - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
  - イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。
  - ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以 内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする

汨

0

- エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。
- 6 講習修了証明書の交付等
- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格(80パーセント以上の成績を合格とする。) した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持 参すること。

また、講習の中で実技訓練(救急法、護身術)を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装(靴)を用意すること。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 受講申込書(講習規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課(生活安全刑事課)又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは 販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第166号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則 」という。)第7条の規定により公示する。

令和3年8月17日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別
- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級
- 2 検定の実施日、時間及び場所
- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和3年12月2日(木)	午前9時00分から午後 6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

#### (2) 施設警備業務1級

実 施 日	実施時間	実 施 場 所
令和3年12月3日(金)	午前9時00分から午後 6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間と し、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格 証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種 別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験(5枝択一式20間)の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格(90パーセント以上の成績に満たない場合)となった者については実技試験を行

わない。

- 6 学科試験及び実技試験
- (1) 貴重品運搬警備業務1級

#### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関する こと。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した 場合における応急の措置に関すること。
- (2) 施設警備業務1級

#### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。

- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 7 検定申請手続等
- (1) 事前(電話)受付期間令和3年10月25日(月)から同年10月27日(水)までの午前9時00分から午後4
- (2) 受検申請手続期間 事前(電話)申込日及びその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間
- (3) 受検申請手続場所

時00分までの間

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類

#### ア 必須書類

- (ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)
- (イ) 写真 2枚(申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の 長さ3 センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏 名及び撮影年月日を記入したもの)
- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類
  - a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
  - b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面( 1級検定受検資格認定書)
- イ 必要に応じて添付すべき書類
- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合 住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合 営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

#### (5) 検定手数料

- ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円
- イ 施設警備業務1級 16.000円
  - ※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。 また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかっ た場合についても返還しない。

#### (6) 申請方法

- ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記 7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。
  - ※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。
- イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、 事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後4時00分までの間 に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付 番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検 申請し、受検票の交付を受けること。
  - ※ 書類持参以外の方法 (郵送等) による申込みは、一切受け付けない。
- ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記 7(2)の受検申請手続期間内(2 日間)に受検申請手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無 効とする。
- エ 受検申請手続きは、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない 事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。
- 8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

- 9 その他
- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛(警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者の

- み)及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。
- (3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき所については、福岡県庁のホームページで確認することができる。